令和８年度　第１回岡山県立図書館協議会

日　時：令和８年９月９日（水）１４：００～１６：００
場　所：岡山県立図書館　多目的ホール
出席者　〇委員：大西委員、関委員、武縄委員、豊田委員、野﨑委員、平井委員、森委員、山口委員、湯澤委員
〇県立図書館：小林館長、笠原副館長、藤原総括参事（総務・メディア課長）、松本総括参事（サービス二課長）、鳥越総括参事（サービス第一課長）隈元資料情報課長、神田図書館振興課長、横内総括副参事（企画・メディア班長）、山口司書
〇県教育庁生涯学習課：高田総括副参事（企画推進班長）
欠席者　〇秋山委員

１　開会

２　開会挨拶　県立図書館　小林館長　挨拶

３　資料確認

４　協議・報告

(1) 岡山県立図書館第４次中期サービス目標について

①サービス目標の概要　　資料１

②最終年度の評価　　資料２

資料に基づき、事務局から説明

【委員】

中期サービス目標の評価では、市町村への協力貸出が 58.1%と低く示されているが、現場の感覚とは少し違うと感じている。

私は市町村図書館の司書として窓口でサービスを提供しているが、実際にはインターネット予約貸出が 119.2% と非常に多く、ネットを使える利用者は県立図書館に直接予約し、市町村の窓口で受け取るという便利な使い方をしている。一方で、ネットを使わない利用者は、市町村図書館の窓口を通じて県立図書館の本を借りており、これが評価項目の「協力貸出」に該当する。

つまり、評価表では「協力貸出」と「インターネット予約貸出」が別々に扱われているため、協力貸出だけを見ると数字が低く見えるが、両方を合わせれば実際の利用はかなり多く、サービスは充実していると感じている。

【委員】

中期サービス目標のうち、学校図書館の協力貸出利用率の目標値が 80% と高く設定されている点に乖離を感じている。現場の状況を踏まえると、必ずしもこの数値を目指さなくとも、先ほどの委員の発言のとおり一定の効果が既に行き渡っている可能性があると考える。

また、今年度、司書教諭向け研修の講演を担当したが、新任の司書教諭は役割の理解が難しく、業務内容が個人に委ねられている部分が多いため戸惑いが大きいという課題が明らかになった。さらに、県立図書館の学校向け貸出サービスの存在を知らない司書教諭が多く、認知向上が求められる。

さらに、小・中・支援学校では司書教諭向け研修の機会が少なく、継続的に学ぶ仕組みが不足している。県立図書館の研修や、読書活動について、文部科学大臣賞を受賞した県内の鏡野町や美咲町などの優良事例（グッドプラクティス）を共有し、各校が自校の状況に応じて取り入れられるような支援体制の構築が望ましい。県立図書館のサービスや活用方法を司書教諭・司書に体系的に周知する必要がある。

また、学校図書館で県立図書館から資料を借りる際に、司書教諭と司書のどちらが主導するかは学校によって異なり、利用可能な仕組み自体を知らないケースもある。そのあたりを整理することで、既存のシステムをより効果的に活用できると考える。

【委員】

高校に限った話になるが、司書教諭は分掌上「図書課に最低 1 名配置すること」が定められているが、実質的な図書館運営は司書が担っている場合が多い。そのため、学校や個人による差が大きく、司書教諭が図書館業務に十分関わっていない学校も相当数あると考える。本校では貸出冊数の増加を図るため、授業で図書館を活用する際に司書教諭の協力を得ているが、司書教諭の役割が形骸化している面もある。

高校では常勤の司書が比較的多く配置されており、司書に頼れる体制が整っている学校もある。司書教諭がより積極的に関わることで、図書館活動はさらに充実する可能性がある。

次に、県立図書館への期待について述べる。資料 8～9 ページにある「調査研究センターとしての図書館」の機能は、探究学習の支援において極めて重要であり、探究学習の支援が充実してくると貸出冊数も伸びていくのではないかと考えている。というのも推薦入試の定員は国公立・私立を合わせると 5 割を超えており、高校での探究活動の質が大学入試において重視される傾向が強まっている。しかし、探究活動の参考文献は「インターネットで調べたもの」に偏りがちであり、文献を用いる意義を生徒に説明することが難しい状況である。県立図書館が文献活用のメリットを体系的に示し、教員が生徒に説明できるような研修を提供していただけると大変ありがたい。

質問だが、SNS を X と Instagram に絞った理由はどういう理由か。

【事務局】

委員の指摘のとおり、学校図書館との連携強化は重要であると認識している。県立図書館では、昨年度より学校司書・司書教諭（会計年度任用職員を含む）との懇談会を開催し、どのように支援や情報共有を進められるかについて継続的にアプローチしているところである。

協力貸出の目標値 80%については、ここはしっかりとやらないといけないという気持ちの表れであると受け止めている。活字離れが進む中、県立図書館のみならず学校図書館との連携が不可欠であり、不読率の改善に向けて両者が一体となって取り組むことが鍵である。

岡山県は PBL（課題解決型学習）に力を入れており、児童生徒が地域で課題を見つけ、地域住民と協働しながら解決策を探る学習が広がっている。こうした自分自身が考えて取り組んでいく学習に図書館も何らかの形で関わっていけないか考えている。現在産業振興財団など外部機関とも連携しながら、生徒が大人と一緒になって考えて、わからなければ自分自身で図書館の資料やレファレンスを活用しながら調べてみるといった事業も実施している。AI の回答に依存するのではなく、書籍や資料を用いて自ら調べ、情報の正確性を吟味する力が今後ますます重要になるということを子どもたちに伝える必要がある。そのあたりを県立図書館と学校図書館が一緒になってやっていきたいと考えている。

【事務局】

県立図書館は平成 24 年 8 月に Facebook と X の運用を開始したが、Facebook はフォロワー数が約 200 で伸び悩み、令和 6 年 3 月に閉鎖した。一方、X はフォロワー数が約 3300 に達し、一定の成果を上げているものの、近年は新規層の獲得が停滞している。

この状況を踏まえ、令和 6 年 3 月に Instagram の運用を開始した。当初はフォロワーが伸びなかったため、大学生の意見を取り入れるべく、ノートルダム清心女子大学の学生と連携し、若者向けの投稿内容へと方向性を転換した。その結果、Instagram のフォロワー数が増加し、反応も活発化している。

若い世代への情報発信強化は県立図書館の課題であり、SNS の活用はその重要な手段である。今後は Instagram と X を中心に、若者に届く広報を主体的に進めていく方針である。

【委員】

自校でも Facebook を運用しているが、若年層は Instagram を最も利用していることが明らかである。一方、Facebook はフォロワー数が伸びなくても、中高年層には依然として閲覧されており、一定の情報発信効果を持つと考える。

そのため、若者向けの広報には Instagram が適しているが、年齢層の高い利用者への情報提供を考えると、Facebook を併存させる意義は十分にあると感じている。フォロワー数のみで判断するのではなく、対象層ごとの媒体特性を踏まえた運用が望ましいと考える。

（２）岡山県立図書館の運営状況について

県立図書館利用状況等の推移（平成１６～令和７年度）　　資料３

資料に基づき、事務局説明

【委員】

基金がだいぶ目減りしてきており大変な状況であるとは思うが、図書館運営の財源確保について新たな手段何かないだろうか。例えば、ふるさと納税と連携した寄附制度のように、図書館への支援を促す仕組みを構築できないかと考える。単発的なクラウドファンディングも選択肢ではあるが、図書館を支える恒常的な基盤がないと難しいのではないか。各機関が知恵を絞って取り組んでいることは理解しているが。

【事務局】

基金の取り崩しが続く中で、持続的な財源確保策の検討が不可欠である。

県立図書館でもふるさと納税による寄附が一定数寄せられており、感謝するとともに今後さらに周知を図る必要があると考えている。

現状雑誌への広告掲載に広告料を募ったりはしているが、財源確保の新たな方策として、館内スペースを活用した広告掲示などを模索している。

【委員】

現在はインフレが進行し、保有資金の実質価値が年々目減りする時代である。インフレ率が 3%であれば、基金の価値は１年で 3%毀損し、これが継続すれば基金残高があっても実質的な購買力は大きく低下する。また、設備投資・修繕費用の話もあったがこうした費用も年を経るごとに上がっていく時代になっている。

こうした状況に対し、ノーベル財団やハーバード大学、一部の国内国立大学などは、基金を運用し、配当等の収益を活用して永続的な運営に取り組んでいる。資金を減らすのではなく、運用益の範囲で事業を継続する仕組みを構築していくという考え方だ。

図書館においても、基金を運用し、その収益を運営費に充てるという考え方が有効ではないかと考えるが、公共図書館の制度や財政運営の枠組みの中で、こうした運用は難しいだろうか。

【事務局】

図書資料整備のための基金は、平成初期の高金利時代に積み立てられたものであり、当時は利息収入を見込んだ運用が可能であった。しかし現在は金利が低下し、運用益がほとんど得られず、基金の元本を取り崩して対応している状況である。

基金は財政当局により債券等で運用されており、利益が出た場合は元本に繰り入れる仕組みとなっている。ただし、基金という性質上、積極的な投資運用には踏み切れていないのが現状である。

委員からの運用に関する意見は、今後の何かの折に財政当局と共有したい。

【委員】

海外では、文化や取り組みを永続させるために基金を運用し、収益を活用する仕組みが

一般的である。これは金儲けを目的とするものではなく、活動を世代を超えて持続させるための手法であり、図書館のような公共文化施設においても有効な考え方であると考える。そういった恩恵を、世代を超えて次の世代が受けていくのではないか。

自身の勤務先のグループ会社でも、福利厚生を安定的に維持するため、まとまった資金を運用し、その収益で福利厚生費を賄う仕組みを導入している。元々投資に消極的な会社であったが、目的を限定した運用は有効な手法であると実感している。

無理強いをする気はないが、図書館においても、基金の目的を明確にしたうえで、持続的な運営を可能にするための運用というのは手法の一つであると思ったので共有させてもらった。

（３）県内公共図書館の振興について　　資料４

資料に基づき、事務局説明

【委員】

県立図書館でも電子図書（電子書籍）サービスの導入を予定しているということだが、県内で今どの程度導入しているのか。

電子書籍サービスについては、現時点では大きなメリットを感じにくいという問題意識を持っている。理由として、コンテンツの充実度が低く、利用者が読みたい資料が少ないこと、利用件数が伸びないこと、費用に対して効果が十分でないことが挙げられる。

電子書籍は購入ではなくライセンス契約であるため、更新のたびに追加費用が発生し、資料が増えないケースも多い。結果として、事業者側に有利な仕組みとなっており、公共図書館の基本理念と合致しない面があると感じている。

したがって、電子書籍サービスについては毎年度、効果検証を行う必要があるのではないか。また、県立図書館が単独で導入するのではなく、県内市町村と連携したコンソーシアム方式の導入など、広域的な仕組みの検討もあっていいと思っている。電子書籍のあり方を個別に見直し、公共図書館として適切な導入方法の検討は続けていく必要があるのではないか。

【事務局】

県内の電子書籍導入状況について補足する。現在、電子書籍を導入しているのは津山圏域定住自立圏事業として、津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町の図書館利用者が利用できる。また、井原市が福山市との広域協定で利用可能、倉敷市も導入予定と聞いている。

（４）その他

読書バリアフリーの推進について　　資料５

資料に基づき、事務局説明

生涯学習課説明

【委員】

電子書籍サービスの新規導入に関して、県立図書館では利用者登録者を対象としてサービス提供を予定しているとのことだが、津山圏域ではすでに各自治体の利用者登録者にIDを付与し、電子書籍を利用できる仕組みが整備されている。また、今後は学校向けにもIDを配布し、児童生徒が学校配布のタブレット端末で電子書籍を利用できるようにする方向性が示されている。

県立図書館においても同様に将来的に学校向けIDを配布し、学校現場で電子書籍サービスを活用できる体制を整備することは考えているか。

【事務局】

電子書籍サービスについて、県立図書館では現在システム開発中であり、全体像の整理を進めている段階である。将来的なアイデアとして、学校向けにIDとパスワードを配布し、児童生徒が学校配布のタブレット端末で電子書籍を利用できる仕組みを構築できないか研究を進めている。

（その他意見・情報交換）

【委員】

資料は永年保存とのことだが、古くなっても傷んでいても処分はしないということか。また保存スペースは大丈夫なのか。

【事務局】

原則として図書資料は永年保存としており、痛みが激しいものや破損が著しいものなど、物理的に使用不能となった資料のみ除籍している。逐次刊行物（新聞等）については保存年限を定めて除籍しているが、図書については原則保存であり、開館当初から長年蓄積されてきたビジネス書等も保存対象としている。

市町村立図書館では、情報が古い等資料が利用価値を失った段階で除籍する運用が一般的であるが、県立図書館は「保存センター」としての役割を担っている。そのため、市町村で除籍された資料を受け入れ、永年保存するようなことも行っている。

資料保存スペースについては、当初20年程度で満杯になるとの見通しがあったが、現状ではそこまで逼迫しておらず、現在の増加ペースであればあと10年程度は余裕があると考えている。ただし、その後は確実に満杯となる見込みである。

一方で、国全体としてデジタル化による資料保存が進展しており、デジタル保存への移行が進めば、除籍が発生する可能性もある。しかし、郷土資料については、デジタル化が進んだとしても県立図書館の役割上、永年保存を継続する方針である。

【委員】

資料4ページに示されているとおり、現在はSNSを中心に広報を実施しているが、SNSは興味のある者にしか情報が届きにくいという特性がある。自身も協議会の存在を大学教員からの紹介で初めて知った経験があり、興味関心のない層に情報を届けるには、SNS

だけでは不十分であると感じている。

そのため、アナログ的な広報、すなわち人づての伝達や直接的な周知方法の方が効果的である可能性があると考える。現在、県立図書館においてそのようなアナログ広報を実施しているのか、また具体的な取り組みがあれば教示いただきたい。

【事務局】

委員のおっしゃるとおりSNSによる広報は、アルゴリズムの特性上、県立図書館に興味を持つ層に情報が届きやすい一方で、新たな層への情報発信には限界があると認識している。興味関心のない層に情報を届けるためには、アナログ的な広報手法が依然として重要であると考える。

県立図書館では、ポスターやチラシ等の紙媒体による広報を継続しており、SNSやホームページと併用しながら、労力を要する地道な広報活動を行っている。今後もアナログ広報を含めた多面的な情報発信を続けていく方針である。また、より効果的な広報手法について新たな提案があれば、ぜひ教示いただきたいと考えている。

【委員】

会議前に館内を見学した際、「りんごの棚」をはじめとする障害のある子どもや支援を必要とする家庭向けの資料展示が非常に分かりやすく整備されていることを確認した。支援学校の児童生徒や保護者にとって有益な内容であると評価する。また、きょうだい児向け、外国人向けなど、多様なニーズに応じた資料が並んでおり、支援の幅広さを実感した。

一方で、こうした取り組みを知らなかったことから、支援学校への周知が十分ではないと感じている。支援学校では司書が配置されておらず、図書室は安全管理上鍵がかけられ、教員が必要時に開室する運用となっている。そのため、児童生徒が自由に本へ触れる機会が限られている状況である。タブレットによる調べ学習は行われているが、書籍を開いて学ぶ経験にも大きな意義があると考える。

県立図書館の取り組みは支援学校にとってとてもいい取組であると思ったのと同時に、より積極的に周知されるべきであると感じた。今後、支援学校PTAの会長会等で情報共有を行い支援学校の職員にも知ってもらいたい。

【委員】

私自身が幼稚園のPTA会長を務めており、幼稚園に「図書館を訪れる企画はあるのか」と尋ねたところ、そういう企画はないとのことであった。残念ながら人口減少は避けられない状況であり、来館者数の減少傾向も続くと考えられる。しかし、その現実を踏まえたうえで、次世代が自然に図書館へ足を運ぶ流れをつくることが重要であると考える。子どもの頃の記憶や体験は大きく影響し、子どもが行きたいと思えば家族で訪れる場所にもなるため、幼少期からの図書館体験の機会を増やすことが必要である。

その観点から、幼稚園や小学校など県内の教育機関と連携し、園・学校単位で図書館へ来館するイベントを企画することが効果的であると考える。こうした取り組みは口コミ

を通じて保護者間に広がり、図書館の認知度向上にもつながる。自身も幼稚園に提案したが、年度の予定がすでに埋まっていたため実現しなかった。次年度のスケジュール策定時期を踏まえ、適切なタイミングで提案することが重要である。

また、土曜日の読み聞かせイベントについても知らなかったため、情報が届いていないことは非常にもったいないと感じている。来館して体験してもらうことが図書館の魅力を伝える最も効果的な方法であり、学校との連携によるイベント開催を少しずつでも広げていくことが望ましいと考える。

【委員】

第5次中期サービス目標の説明を受け、今後は量の拡大よりも質の向上、すなわち一人ひとりの県民満足度を高める方向へ重点が移るとの方針を確認した。策定に関わった者として、長期的な視点を持った計画であることを頼もしく感じている。

一方で、報道において来館者数や貸出冊数が「低迷」として取り上げられている点について、県人口は令和7年度時点で約180万人となり、5年前と比べて約4%減少している。貸出冊数の減少率は 5〜6%程度であり、人口減少と照らし合わせれば「低迷」と断じるほどではないと考える。数字を出すとわかりやすいが、今後は量より質を重視する図書館の方針を踏まえ、この図書館の魅力を伝えるにあたってあまり数字に囚われすぎなくてもよいのではないか。

また、利用者の声を確認するため、入口の要望コーナーを定期的に閲覧している。BGM導入への否定的意見や、新聞閲覧時のマナーに関する強い要望など、多様な利用者がそれぞれの価値観で図書館を捉えていることを実感している。こうした意見を寄せる熱量自体は尊重すべきであるが、図書館は誰もが利用できる場であるという寛容性を、より明確に打ち出してはどうか。

静かに読書したい利用者への配慮は当然必要であるが、子どもが楽しそうに声を上げることも許容される空間であることを示し、包括的な利用を歓迎する姿勢を全県的に発信していってほしい。